

あゆみ保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	NPO 法人 KOTO ともそだちネット
事業者の所在地	東京都江東区森下 3-18-10
事業者の連絡先	03-5625-2030
代表者氏名	理事長 齊藤 伸生

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	あゆみ保育園							
所在地	東京都江東区森下 3-18-10							
連絡先	TEL : 03-5625-2030 FAX : 03-5600-1203							
施設長氏名	實藤 玲子							
開設年月日	2016 年 4 月 1 日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	0人	8人	8人	10人	10人	10人	46人
当園の基本理念・方針	<p>保育の理念 子どもの気持ちを大切に、子どもにとって一番良い環境と生活づくりを！</p> <p>保育目標 大人との信頼関係の中で自分も友だちも大切にする子ども 生き物や自然の事象に興味を持ち、豊かな感性を持つ子ども しなやかで丈夫なからだづくり ゆたかなあそびの中で育つ知的好奇心から学ぶ意欲 食べることを通した心とからだづくり 仲間の中で育つ子ども</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	229.319 m ²
	園庭	0 m ²
園舎	構造	軽量鉄骨造 2階建ての 1・2階
	延べ	281.472 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1 室	ほし組：1歳児クラス
保育室	3 室	にじ組：2歳児クラス、そら組：3歳児クラス たいよう組：4・5歳児クラス
絵本コーナー	1 室	
調理室	1 室	
休憩室・更衣室	1 室	
事務室・医務室	1 室	

(5) 職員体制 (2024年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	0人	
主任	1人	1人	0人	
保育士	13人	11人	2人	
保育補助	3人	0人	3人	
事務職員	1人	1人	0人	
栄養士	1人	1人	0人	
調理員	2人	2人	0人	
委託医	1人	0人	1人	
委託歯科医	1人	0人	1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	9時00分～17時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18時30分～20時30分
	保育短時間	朝：7時30分～9時00分 夕：17時00分～18時30分
開所時間	月～金曜日	7時30分～20時30分
	土曜日	7時30分～20時30分
休園日	日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

延長保育

利用料	区立保育所の延長保育料に準じた額を本園が徴収する
夕食費	1食200円×回数
補食費	徴収しない

スポット延長保育

スポット延長保育料（乳児） 18：30～20：30	15分につき200円
スポット延長保育料（幼児） 18：30～20：30	15分につき150円
スポット延長保育料（短時間認定） 7：30～9：00、17：00～18：30	30分につき100円
夕食費	1食200円×回数
補食費	1食50円×回数

遠足等参加費

遠足代金 保護者分	入園料等 実費+バス代の合計を 参加園児及び職員・保護者数で割った金額
保育参観時の給食代	200円

その他

手ぶら登園（紙おむつサブスク）	希望者のみ、業者と直接契約
-----------------	---------------

(8) 提供する特定教育・保育の内容

提供する特定教育・保育の内容は次の通りとする

- (1) 規則第 21 条に規定する保育時間において、保育所保育指針に基づく保育を提供する。
- (2) 延長保育事業およびスポット延長保育を実施する。
- (3) 保護者の病気や出産、家族の看護等などで、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、江東区の決定により、一時的に保育を実施する。緊急一時保育の内容は、江東区私立保育所緊急一時保育実施要綱に準じて実施する。
- (4) その他保育に係る行事を実施する。

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園・進級を祝う会 保護者会
5 月	バス遠足（年長） 保育参観・個人面談
6 月	歯科健診 内科健診 あゆみまつり
7 月	七夕会 カレーパーティー（4・5 歳児） お泊り保育（5 歳児） すいかわり
8 月	
9 月	運動会 デイサービス訪問
10 月	芋ほりバス遠足（4・5 歳児）
11 月	歯科健診 内科健診 父母会行事
12 月	生活発表会 クリスマス会 演奏会
1 月	もちつき会 獅子舞・正月遊びの会 保育参観・個人面談
2 月	節分豆まき 保育参観・個人面談
3 月	お別れ遠足（4・5 歳児） クラス遠足（3 歳児） 卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	都が行う利用調整による
退園理由	次の各号に該当したときは、退園となります。 (1) 児童福祉法第 24 条による入所理由を解消したとき。 (2) その他区市町村からの要請があり、協議の上適当と認められたとき。 (3) 園児の保護者より退所の申し出があり、所定の手続きを終了したとき。

利用に当たっての
留意事項

■延長保育について

*延長保育は、月単位での登録となります。別紙申込書を提出して下さい。利用基準は、18:30を過ぎて保育を必要とする（就労等）ことが、週1日以上、又は月4日以上ある場合です。1歳児クラスから5歳児クラスまで定員枠はありません。（保育体制上、受け入れ困難な場合にお断りすることがあります）

*登録・解除は前月末日までをお願いします。新規に登録される場合は、就労証明書などの提出をお願いする場合があります。

*5日までに登録の解除がない場合は、利用回数が少なくても月極延長保育料をいただくこととなります。

*延長保育料は江東区の規則によって定められた金額となります。

*1時間延長の場合は、希望される場合に補食を提供します。補食の費用は、江東区の補助金に含まれているのでいただきません。

*夕食は、2時間延長で希望される場合に提供します。

■感染予防

*集団生活の場ですので、保育室や遊具の清掃消毒、職員や子どもの手洗い、ペーパータオルの使用など、各種感染予防のための措置を講じています。予防接種の公的接種の利用についてご家庭のご協力をお願いします。

*園児やご家族に感染症が疑われるときは、必ず医師の診断を受け保育園にお伝えください。

*ご家族が感染症にかかれた時はご連絡ください。なお、送り迎えのご家族が病気にかかっている場合は、玄関での対応となりますので、インターホンで事務所に声をかけてください。

■保育園をお休みするとき

*園をお休みすることが事前にわかっている時は、早めにお知らせください。

*ウェルキッズのアプリからご連絡いただけます。

アプリから欠席などの連絡をする場合は、当日朝8時45分までに入力してください。それ以降は電話でご連絡ください。

■保育園での薬の取り扱い

*投薬は、病院で処方された薬に限り、保育園での投薬回数は1回とします。

*投薬の時間、注意点などを記入した与薬依頼票・薬の説明書と一緒にビニール袋に入れ、職員に手渡しをして下さい。

■食物などアレルギー疾患への対応について

*お子さんがアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出下さい。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	ふるたに医院
医院長名	古谷 雅秀
所在地	東京都江東区清澄 3-4-11
電話番号	03-3820-8207

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	紺歯科医院
医院長名	紺 健一
所在地	東京都江東区新大橋 2-7-5
電話番号	03-3631-8017

(13) 緊急時における対応方法

職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。保育の提供により事故が発生した場合は、保護者、江東区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

【管轄する消防署】

消防署名	深川消防署
所在地	東京都江東区木場 3-18-10
電話番号	03-3642-0119

【管轄する警察署】

警察署名	深川警察署
所在地	東京都江東区木場 3-18-6
電話番号	03-3641-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者※	實藤 玲子
消防計画届出年月日※	2016年2月26日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・非常警報装置・オートロック・防犯カメラ・学校110番

避難場所	避難場所：深川小学校 広域避難場所：清澄庭園
緊急時の連絡手段	電話・ICTシステム（ウェルキッズ）・インスタグラム

（15）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	西崎 彩菜	主任
相談・苦情解決責任者	實藤 玲子	施設長
第三者委員	入園案内に掲載	民生児童委員 1名

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努め、また要望・苦情等の内容を記録し、区からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、区に報告をします。

（16）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設損害賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険
保険金額	対人 1名につき3000万円 1事故につき3億円 対物 1事故につき500万円

（17）個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

（18）その他保護者に説明すべき事項

虐待防止
 ＊江東区虐待防止マニュアルにもとづいて、虐待の予防、早期発見と重大な事件の防止に努めていきます。
 ＊全職員が研修を受けて、人権の擁護・虐待防止に努めます。

乳幼児突然死症候群（SIDS）防止
 乳幼児当然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。保育園でも、午睡中の子どもの様子をしっかりと確認しています。1・2歳児は10分おきに、顔色や呼吸の様子などについて個別の睡眠チェック表を用いて行います。3歳以上児は20分おきに、全体のチェック表で記録しています。また、午睡中の室内は顔色や表情がわかるよう、暗くなりすぎないように気をつけています。